

「遊技料金＋消費税」で

賞品提供における遊技球の額

警察庁は9月9日、東京・市ヶ谷の全日遊連会議室でホール、遊技機メーカー、販社、設備機器等14団体の代表者・幹部に対し、10月1日に施行する風営法等の解釈運用基準の改正について説明した。警察庁側から大門雅弘生活安全局保安課課長補佐、玉川達也同局生活安全企画課課長補佐（前・保安課課長補佐）が説明にあたった。

今回説明された改正点は解釈運用基準第16（風俗営業の規制について）の関係で、賞品の提供方法に関する基準の中で、玉／メダルと賞品との交換は、遊技料金に消費税を加えた金額の交換であると明示した。また、遊技機の変更について、これまで遊技機の部品として扱ってきたものの中から、いわゆるCRユニットなど営業所の設備といえるものは設備の取扱いし、遊技機の前面のガラス板についても、複数のガラス板が一体となっているものについて同様に取扱いすることとした。

解釈運用基準改正の説明と質疑応答

一部「部品」を「設備」に

平成25年9月9日に開催された上記説明会における質疑応答等の要旨は、以下の通りです。

基本説明

業界関係の改正部分は、2つある。

（1）賞品の提供方法に関する基準に、アを加えた。これにより、

遊技球等と賞品の交換は、玉1個

又はメダル1枚の遊技料金に消費

税及び地方消費税額（以下「消費

税等」という。）を加えた金額に

遊技客が獲得した遊技球等の数量を乗じた額と等価の物品との交換と明示された。

（2）遊技機の変更については、

業界団体の要望を踏まえ、設備といえるものについては、設備の取扱いにした。

①いわゆるCRユニット

②ホールコン、台ランプ、ハーネス

③トランス

④いわゆるレバー付き玉補給機

また、前面のガラス板についても、複数のガラス板が一体となつて収まっているものについては、同様に扱うこととした。

なお、補足として、賞品の最高限度額（1万円）は、税込みの金額である旨、説明があった（以前質疑があったもの）。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準 (傍線の部分は改正部分)

新解釈運用基準	旧解釈運用基準
<p>第16 風俗営業の規制について(法第9条、第13条、第15条、第16条、第18条の2、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条関係)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 遊技料金等の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 賞品の提供方法に関する基準</p> <p>ア 施行規則第35条第2項第1号イ中「当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額」とは、当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量を玉1個又はメダル1枚に係る遊技料金に消費税額及び地方消費税額を加算した額に乗じて得た額をいう。</p> <p>イ 施行規則第35条第2項第1号イに定める「等価の物品」とは、同等の市場価格を有する物品をいう。市場価格とは、一般の小売店（いわゆるディスカウントストア等も含む。）における日常的な販売価格をいい、特別な割引価格はこれに該当しない。</p> <p>また、同号ハに定める「遊技の種類及び遊技の方法並びにイ及びロに定める物品その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める物品」は、現在のところ定められていない。</p> <p>7 遊技機の規制及び認定等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 遊技機の変更</p> <p>ア 遊技機の「その他の変更」</p> <p>遊技機の「その他の変更」（法第20条第10項）には、遊技機の部品を交換し、又は付加する行為も含まれる。</p> <p>なお、府令第6条中の「遊技機の部品」には、法第23条第1項第3号に規定する遊技球等の受け皿、遊技機の前面のガラス板等の遊技機的设计製造段階から当該遊技機を構成する部品として予定されて取り付けられている部品のほか、遊技機に付加される部品も含まれる。ただし、遊技機に付加される部品であっても、次に掲げるものは法第4条第2項第1号の「営業所の設備」と解し、「遊技機の部品」には含まれない扱いとする。</p> <p>① 遊技機の遊技球等貸出装置接続端子板に接続する遊技球等貸出装置（遊技機外の遊技球等を貸し出すための信号を送信する機械又は装置をいう。）及び外部の配線</p> <p>② 遊技機の外部端子板に接続する外部の装置及び配線</p> <p>③ 諸元表の「定格電圧」及び「定格周波数」の欄に記載された値に相当する電圧及び周波数のみにより電源を供給する電源装置（トランス）</p> <p>④ いわゆる島設備に設置される遊技機への遊技球の供給に係る装置で、遊技機の遊技盤の枠（以下単に「遊技盤の枠」という。）の開閉に応じて遊技機と接触し又は分離するレバーの位置により遊技球の供給を制御する機能を有するもの（レバーの遊技機との接触が、遊技盤の枠が開閉したときのみ遊技機の遊技球を貯留するためのタンクに対して非電気的に行われ、かつ、遊技盤の枠が開いたときに遊技機からレバーが離れるため、遊技機に対する独立性が高く、外形的にも性能的にも遊技機と一体とみられないものに限る。）（いわゆるレバー付き玉補給機）</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 軽微な変更</p> <p>政令第6条の「遊技機の部品でその変更が遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるもの以外のもの」には、次に掲げるものがこれに含まれる。</p> <p>① (略)</p> <p>② 遊技機の前面のガラス板等（遊技機の遊技盤又は回胴の前面に設けられた全てのガラス板等をいう。）</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>第16 風俗営業の規制について（法第9条、第13条、第15条、第16条、第18条の2、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条関係）</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 遊技料金等の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 賞品の提供方法に関する基準</p> <p>施行規則第35条第2項第1号イに定める「等価の物品」とは、同等の市場価格を有する物品をいう。市場価格とは、一般の小売店（いわゆるディスカウントストア等も含む。）における日常的な販売価格をいい、特別な割引価格はこれに該当しない。</p> <p>また、同号ハに定める「遊技の種類及び遊技の方法並びにイ及びロに定める物品その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める物品」は、現在のところ定められていない。</p> <p>7 遊技機の規制及び認定等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 遊技機の変更</p> <p>ア 遊技機の「その他の変更」</p> <p>遊技機の「その他の変更」（法第20条第10項）には、遊技機の部品を交換し、又は付加する行為も含まれる。</p> <p>なお、府令第6条中の「遊技機の部品」には、法第23条第1項第3号に規定する遊技球等の受け皿、遊技機の前面のガラス板等の遊技機的设计製造段階から当該遊技機を構成する部品として予定されて取り付けられている部品のほか、遊技機に付加される部品も含まれる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 軽微な変更</p> <p>政令第6条の「遊技機の部品でその変更が遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるもの以外のもの」には、次に掲げるものがこれに含まれる。</p> <p>① (略)</p> <p>② 遊技機の前面のガラス板等</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 遊技機の外部端子板に接続する部品</p> <p>⑤ 諸元表の「使用条件」——「電源」欄に記載された定格電圧及び定格周波数のみを出力する機能を有する電源の供給に係る装置（いわゆるトランス）</p> <p>⑥ (略)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>8～10 (略)</p>

主な質疑応答

表示については
今後個別に

Q…遊技料金には表示義務がある一方で、貸玉料金の表示義務は規定されていないが、「1玉4円」という料金表示では遊技料金の表示義務を果たしていないのか。そうであれば、どのように表示すればよいのか。

A…遊技料金をどのように表示するべきかは、具体的な形で示されれば、それに基づいて検討していきたい。

Q…遊技料金については、どのぐらいの猶予を考えているのか。

A…今回の賞品の提供方法に関する基準の整理と、遊技料金の表示の扱いとは、別に考えていきたい。

経緯を踏まえた
今回の判断

Q…過去の行政の措置にそって今までやってきたつもりだが、今回の判断に至った背景について伺い

たい。
A…今回の判断に至った背景であるが、

まず、税額増になった場合への、客への転嫁の問題がある。元々本体価格（税抜き）がA円の賞品は1.05×A円で提供出来た。増税後は1.08×A円となるが、そうすると、1.08÷1.05で2・9%の増額となる。これを貸玉料金4円で計算すると2・9%増となるが、遊

技料金3・81円で計算すると、5・8%増となり、客への余計な転嫁が生じてしまうことになる。

また、風営法上、賞品提供のそもその意味を考えると、7号営業は遊技そのものが本体であり、賞品提供は勝った客に対しての「ご褒美」「オマケ」としてのものであるので、店と客の双方に分かりやすいルールであることが必要である。また、実態としてもホ

来年4月から8%に

閣議で消費税の3%増税決まる

安倍晋三首相は10月1日、来年の4月に消費税率を現在の5%か

ら8%に予定通り引き上げること



を表明し、併せて増税に備えた経済対策として補正予算、法人税率の引き下げなどを行い、デフレ脱却を目指すとした。閣議はこれを了承し、1997年4月に3%から5%になって以来、17年ぶりの消費税増税が決まった。

ールの現場においては4円貸し・4円交換が一般的であり、消費税を加えた額で賞品提供することで理解されていると思われる。

平成元年の消費税導入時には、システムの問題で玉貸し時に消費税等を徴収することができなかったことから、賞品交換時に消費税等を徴収することとなった。その後、平成12年に玉貸し時に消費税等を徴収することができたシステムが開発され、玉貸し時に消費税等を徴収する場合は、賞品交換は遊技料金に基づき計算することとなった。ここで、今回の整理のよ

の整理の前提となっていた平成元年の賞品交換時に消費税等を徴収するという方法はあり得ないこととなった。今回の賞品交換時における消費税等に係る見解については、これらの経緯を踏まえて整理したものである。

平成元年以降の消費税等に係る判断については、当時の法令の規定や、それまでの経緯等に照らせば妥当であったものであり、今回の解釈についても、現在の法令の規定や、これまでの経緯を照らし整理したものである。

Q…新たな解釈運用基準の施行時期はいつか。

A…施行は10月1日である。

明確化の要素が強い

Q…今回の措置は、改正と捉えていいのか。

A…改正と明確化の両側面あると思われるが、明確化の要素が強い。平成12年以降警察庁としてペーパーで明示していなかったもので、改正と受け止められる向きもあるが、先ほども申し上げたとおり、これ

までもその時々々の法令の規定や、それまでの経緯等に照らして見解を示しており、今回も、現時点の法令の規定や、これまでの経緯等に照らして解釈を明確に書き出したものである。

Q…勉強会では、色々要望も出していたが、今後規則改正等については検討するのか。

A…現時点では予定していない。今後、風営法の趣旨に基づき必要があれば、別途判断していきたい。

書類の簡素化には今後も対応

Q…書類の簡素化の要望では、不正対策部品等での書類の簡素化もあったが、これらについてはどうか。

A…考え方は、ある程度整理がついているので、ゼロ回答では無い手続きについて対応していただいた部分もあり、今後、関係団体にも御協力をいただいで詳細を詰めていきたい。

Q…ハーネスについては、メーカーによっては、外部端子板との間にコネクタを装着しなければなら

ないものがある。そのような場合、当該コネクタについては、遊技機の部品となるのか、営業所の設備となるのか。

A…外部端子板より外にあるものについては遊技機の部品ではなく営業所の設備として取り扱うこととしたことから、質問に係るコネクタについては、営業所の設備として変更届を出してもらおう事になる。

なお、今回の説明会では言及されなかったが、解釈運用基準第11中3(3)等で営業所の増築にあ

たる例の追加がなされています(下線部分が追加部分)。

(3) 営業所の建物内の客の用に供する部分の改築

「増築」とは、一の敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること(当該建築物内の営業所の延べ面積を増加させる場合及び別棟で造る場合を含む)

これは、同じ建物の中で、営業所の拡大をするケースについて、従来の条文では増築に含まれるか疑問の余地があったため、今回併せて追加したものです。

「日遊協」で検索!

The image shows the homepage of NICHYUKYO (Japan Amusement Machine Association). The page features a navigation menu on the right with items like '日遊協について', '遊技業界データベース', and '遊技機取扱主任者講習'. A large banner at the bottom of the page is for the '7th Management & Caddy Participant Recruitment' (第7回 マネジメント・カレッジ 参加者募集中). The banner includes details about the event, such as dates and locations.

日遊協
ホームページ
更新情報